

高知県土地改良区指導費補助金交付要綱 新旧対照表

改 正	現 行
第1条（略） （補助目的及び補助事業の内容） 第2条 県は、土地改良事業の適正かつ効率的な推進を図るため、<u>土地改良区、土地改良区連合及び高知県土地改良事業団体連合会（以下「補助事業者」という。）が、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な</u>経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 （1）施設・財務管理強化対策事業 管理運営体制強化委員会を設置し、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（<u>令和7年4月1日付け6農振第2936号</u>）及び土地改良区機能強化支援事業実施要領（<u>令和7年4月1日付け6農振第2937号</u>）に基づき実施する事業をいう。 （2）（略） （3）統合整備強化対策事業 土地改良区機能強化支援事業実施要綱及び土地改良区機能強化支援事業実施要領に基づき実施する事業をいう。 <u>（4）水土里ビジョン策定推進対策事業</u> <u>土地改良区機能強化支援事業実施要綱及び土地改良区機能強化支援事業実施要領に基づき実施する事業をいう。</u> 第3条～第4条（略）	第1条（略） （補助目的及び補助事業の内容） 第2条 県は、土地改良事業の適正かつ効率的な推進を図るため、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 （1）施設・財務管理強化対策事業 高知県土地改良事業団体連合会（以下「補助事業者」という。）が、管理運営体制強化委員会を設置し、土地改良区体制強化事業実施要綱（<u>平成28年4月1日付け27農振第2429号</u>）及び土地改良区体制強化事業実施要領（<u>平成28年4月1日付け27農振第2430号</u>）に基づき実施する事業をいう。 （2）（略） （3）統合整備強化対策事業 土地改良区体制強化事業実施要綱（<u>平成28年4月1日付け27農振第2429号</u>）及び土地改良区体制強化事業実施要領（<u>平成28年4月1日付け27農振第2430号</u>）に基づき実施する事業をいう。 （新設） 第3条～第4条（略）

(補助金の交付の決定) 第5条 知事は、前条第1項の<u>規定</u>による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通ずるものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいづれかに該当すると認めるときを除く。 第6条 (略) (補助の条件) 第7条 (略) (1) ～ (9) (10) 県税<u>及び県に対する税外未収金債務</u>の滞納がないこと。 (補助金の交付の決定前の事業着手) 第8条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、知事が補助事業の性質、内容等により早期に着手する必要があると認めて別記第3号様式による<u>交付決定前</u>着手届を受理した場合は、当該受理した日から補助事業に着手することができるものとする。 第9条～第12条 (略) (附 則) 1 (略) 2 この要綱は、<u>令和12年</u>5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第5号まで、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有す	(補助金の交付の決定) 第5条 知事は、前条第1項の<u>提出</u>による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通ずるものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいづれかに該当すると認めるときを除く。 第6条 (略) (補助の条件) 第7条 (略) (1) ～ (9) (10) 県税の滞納がないこと。 (補助金の交付の決定前の事業着手) 第8条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、知事が補助事業の性質、内容等により早期に着手する必要があると認めて別記第3号様式による<u>指令前</u>着手届を受理した場合は、当該受理した日から補助事業に着手することができるものとする。 第9条～第12条 (略) (附 則) 1 (略) 2 この要綱は、<u>令和8年</u>5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第5号まで、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有す
---	---

る。

(附 則)

この要綱は、令和 7 年 4 月 24 日から施行する。ただし、この要綱による改正前の高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条関係）

事業名	補助事業者	補助率
施設・財務管理強化対策事業	<u>高知県土地改良事業 団体連合会</u>	4 分の 3 以上 10 分の 10 以内
土地改良施設維持管理適正化事業	<u>高知県土地改良事業 団体連合会</u>	2 分の 1 以内
統合整備強化対策事業	<u>土地改良区</u>	2 分の 1 以内
<u>水土里ビジョン策定 推進対策事業</u>	<u>土地改良区 土地改良区連合</u>	<u>定額</u>

別表第 2（略）

る。

別表第 1（第 3 条関係）

事業名	補助率
施設・財務管理強化対策事業	4 分の 3 以上 10 分の 10 以内
土地改良施設維持管理適正化事業	2 分の 1 以内
統合整備強化対策事業	2 分の 1 以内

別表第 2（略）